

匝瑳市がん検診等標語募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平成25年3月に策定した匝瑳市がん対策推進計画に基づくがんの予防及び早期発見に関する取組として、がんに関する正しい知識の普及及びがん検診の受診率を高めるため、市民等を対象としてがんの予防又はがん検診の推進に関する標語（以下「がん検診等標語」という。）を募集することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、市民等とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 匝瑳市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 匝瑳市の区域内に存する学校に在学する者

(募集)

第3条 市長は、市長が別に定める日から平成26年7月31日までの期間（以下「募集期間」という。）において、市民等からがん検診等標語を募集する。

2 市長は、ホームページ、広報そうさその他市長が別に定める方法により、市民等にごがん検診等標語の募集を周知するものとする。

(応募条件)

第4条 市民等は、がん検診等標語の応募に当たっては、次の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) がん検診等標語の応募数は、市民等1人につき1点とする。
- (2) 応募するがん検診等標語は、未発表のものとする。
- (3) 応募したがん検診等標語が第7条の規定する最優秀賞を受賞した場合は、当該がん検診等標語を市ががん検診に関する啓発に使用することに同意すること。

(応募方法)

第5条 市民等は、募集期間内に、次の施設において配布する市長が別に定める用紙（以下「応募用紙」という。）に氏名その他応募に必要な事項を記入しなければならない。

- (1) 匝瑳市役所本庁舎
- (2) 野栄総合支所
- (3) 匝瑳市保健センター
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が別に定める施設

2 市民等は、必要事項を記入した応募用紙を次の各号のいずれかの方法により市長に送付することにより応募する。

- (1) 前項各号の施設に備え置いたがん検診等標語募集ボックスに投函する。
- (2) 健康管理課に郵送又は持参する。

3 応募用紙の記載に不備があった場合には、当該応募用紙による応募は無効とする。

(返還等)

第6条 市民等から募集したがん検診等標語の応募用紙は、返還しない。

2 市長は、がん検診等標語の募集に際して収集した氏名その他の個人情報、匝瑳市個人情報保護条例（平成18年匝瑳市条例第11号）に基づき適切に管理しなければならない。

(表彰)

第7条 市長は、募集期間が終了後、速やかに、当該期間内に市民等から募集したがん検診等標語を審査し、当該審査に基づき最優秀賞及び優秀賞を表彰する。

市長は、必要に応じ最優秀賞及び優秀賞のほかに、佳作を設けることができる。

2 最優秀賞の受賞数は1点とし、優秀賞及び佳作の受賞数は市長が別に定める。

3 最優秀賞及び優秀賞には賞状及び記念品を、佳作には記念品を贈呈する。

4 市長は、第1項の最優秀賞及び優秀賞を受賞したがん検診等標語は、ホームページ及び広報そうさにおいて、公表するものとする。

市長は、必要に応じ佳作も公表することができる。

5 第1項の最優秀賞及び優秀賞に対する表彰の実施日時及び場所は、健康管理課長が別に定める。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、がん検診等標語の募集に関し必要な事項は、健康管理課長が別に定める。

附 則

この要領は、市長の決裁の日から施行する。